日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人　新潟平成学院
②設置大学名称	新潟国際情報大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	025-239-3111　somu@nuis.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 18 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nuis.ac.jp/governance-code/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ.「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的をウェブサイト等を活用して、学生をはじめとする多様なステークホルダー及び広く社会に対して明示している。
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを作成し、本学の取組みの適切性に係る点検・評価を毎年度実施することで、教育の質の向上、学修環境や教育内容の整備・充実化に努めている。 ディプロマ・ポリシーは、学部のみならず学科レベルまで落とし込み、具体的な内容で明示している。カリキュラム・ポリシーは、「学問分野や難易度を示す科目のナンバリング化の整備」、「シラバスによる授業の目的、学修到達目標、成績評価(評価基準・方法、フィードバック方法)を明示」、「成績評価は GPA 制度で客観的な指標を設定し、年度や学期単位で成績推移の確認が可能」等により、授業内容や学修成果の可視化を行っている。アドミッション・ポリシーには、期待する学生像を具体的に明示している。 以上3つのポリシーにより、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すように努めている。
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	本学の「運営規程」により、学長及び学部長の責務と役割を定めている。また、「全学教授会規程」で定めている全学教授会は、教学に関わる事項に対して審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる会議体として役割を果たしている。
実施項目１－１④	**説明**
教職協働体制の確保	学内において、教員人事を除く全ての委員会は教職員で構成されており、教学を中心とした学内運営において、教職員の分担・協力・連携体制を確保している。
実施項目１－１⑤	**説明**
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推	スタッフ・ディベロップメント（SD）は、年数回開催し、全教職員は最低1回以上参加することを義務付けている。

進	年度初めに開催するSDは、学部の新たな取組みや方針、入学者選抜、就職実績等について、学部長や担当する委員長等が説明し、質疑応答が行われる。また、外部講師を招聘して広い視野での研修会を開催するなど、大学運営に関する見識を広めることにつなげている。 ファカルティ・ディベロップメント（FD）は年１回開催し、全教員の参加を義務付けており、教員の教育力向上と授業内容の改善に活かせる内容を「FD・中期計画推進委員会」で検討し実施している。 なお、資質向上を目的として、ハラスメントや障がい者対応についても研修会の開催やリーフレットの配布を行い、学内への周知を徹底している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画Ⅲ（2025～2029）は、「2030-NUIS ビジョン5」として「1.教育」、「2.学生支援」、「3.学生募集」、「4.研究」、「5.組織運営」について、取り組むべき行動指針を策定し、理事会を経て全学で共有している。更に、この５つのビジョンのもと、学修者本位の教育と強固な経営基盤の実現を目指し、年度ごとに目標を設定し、評価しながら進めることができるようにしている。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	「FD・中期計画推進委員会」により、年度末に中期計画の進捗状況や到達状況を把握し、評価結果を学内及び理事会で報告している。評価結果は、ホームページで公表し、情報公開に努めている。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	企業との交流を目的とした本学主催の企業懇談会を毎年開催する中で、参加企業に対して企業が求める人材についてアンケートを行い、本学の教育内容に還元している。 社会人の受入れについては、科目等履修制度や社会人入学者選抜制度を設置し、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	社会連携センターによる公開講座を開講し、新潟県民の教養や専門的な学問を深める学習の場を提供している。

	また、地方自治体や地元産業界と協定を結び、産官学連携事業を進めるとともに、新潟県民を対象とした本学主催の「高校生英語スピーチコンテスト」や「国際理解セミナー」を開催している。高校生に対しては、模擬講義や探求学習の支援を行うなど、「知の拠点」としての役割を果たしている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性を尊重するため、学則において「人種、年齢、性別、障がい、言語及び宗教等の差別のない教育を実践する」ことを掲げている。国際的な視野に立って問題への認識を深めるために、多様性に関連する講義を開講し、大学全体として多様性の受容に取り組んでいる。
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用は、令和６年度１名（評議員）から、令和７年度に４名（理事２名・評議員２名）へと拡充した。今後も女性役員等の登用に積極的に取り組んでいく。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成、職務等は、「寄附行為」及び「理事会運営規則」で明確にしている。 理事の選任については、「寄附行為」及び「理事会運営規則」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に行っている。
実施項目３－１②	**説明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会と評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することは、「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定めている。 理事会は、3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に定められた内容について審議し、決定している。また、業務執行上の重要事項については、評議員会に付議し、その意見や決議内容を十分に尊重した上で、審議・決定することとしている。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。
実施項目３－１③	**説明**
理事への情報提供・研修機会の充実	組織統治（ガバナンス）の確立を目的に理事への研修会を実施し、法令遵守（コンプライアンス）の徹底

	を図っている。また、私立学校法の改正等について、文部科学省をはじめとする各省庁からの情報や他大学の状況等を理事会や月１回開催している常務理事会の場で共有している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任に係る透明性を確保するため、法令および寄附行為に基づき適任性を審議した上で評議員会の決議により選任している。なお、前段階として、常務理事会で候補者の適正性等について事前に意見を聞いている。
実施項目３－２②	**説明**
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査室との連携（三様監査）は、「監事監査等職務規則」、「内部監査規程」に定め、期中監査、期末監査等において情報交換や意見を述べることで、効率的に連携を行っている。
実施項目３－２③	**説明**
監事への情報提供・研修機会の充実	理事の職務執行を監督する立場から、最新の法改正や不祥事のトレンドを知る必要があるため、監事向けに研修を実施し、監査機能の維持・向上を図っている。また、監事が十分な監査ができるよう詳細に情報提供を行うとともに、文部科学省主催の監事研修会へ参加を促す等、研修機会の充実化に努めている。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、属性・構成割合、資格を「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定めている。 属性・構成割合において、大学業務に従事している教員２名、事務職員２名、大学の運営を卒業生の視点で見ることができる卒業生２名、重要なステークホルダーとして在学生又は卒業生の父母１名を構成員に加え大学関係者 7 名とし、定員 14 名の中で半数を占めることで、学識経験者との均衡を図っている。また、理事会選任 7 名、評議員会選任 7 名で同数とし、選任方法は「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定めている。
実施項目３－３②	**説明**
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会と理事会の役割、権限及び体制や運営に関することは、「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定めている。

	理事会における議案・決議内容等について、意見交換ができるよう評議員会に理事長や監事が出席し、協働体制を確立した上で適切に運営している。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	適正な意思決定と監督機能が果たせるように、評議員向けに研修を実施している。また、評議員会において、理事会での決議概要や大学運営の状況等を報告し、情報提供を行うとともに、大学内外の各種セミナー等の開催案内を行っている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理ガイドライン及び危機対応マニュアルを作成し、ホームページで公開している。 体制としては、「危機管理規程」に基づき、理事長のもとに「危機管理委員会」を設置し、事業継続計画を整備している。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	法人に所属する役員及び職員の職務の執行が、「法令」及び「寄附行為」に適合することを確保するために、「コンプライアンス推進規程」を定めている。 理事長を最高責任者とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、定期的に開催することでコンプライアンス推進に関する体制を整備している。また、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図るため、啓発用ポスターを作成・掲示し、学内への周知を行っている。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	ホームページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公開について方針を明示している。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開において、社会的な責任を果たすための情報は「情報公開・組織体制」として、ステークホルダーへの情報は「NUIS 早分かり」として分けて情報公開することで、閲覧目的にあった情報にアクセスし易い工夫を施している。また、ステークホルダーへの情報に関しては、主に表を活用する等、視覚的に理解できるよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明